

理美容院の利用において障害児の保護者が抱える 心理的障壁を緩和する方法の開発

山下はるか 株式会社エルチェ 竹内康二 明星大学心理学部

キーワード：障害児、保護者、理美容院、心理的障壁

はじめに

障害者の社会参加を阻む原因となる社会的障壁の除去に対して改正障害者基本法では、第4条2項にて「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と記されている。

合理的配慮を行うためには、どのような社会的障壁があるのかを知る必要がある。山下・竹内(2016)において社会的障壁として示されたのは、物理的障壁及び保護者の主観的な考え・認識・予期不安といった心理的障壁であった。合理的配慮を行うためには、物理的障壁の解消だけでなく、その保護者の抱く予期的な不安から成る心理的障壁も解消する必要があると考えられる。そのため、保護者の抱く予期的な不安から成る心理的障壁を解消するための一助となる手法を見出すことが求められる。

障害児の向かう場所毎に保護者が抱く不安は変わると思われることから、本研究では領域を絞り、理美容院に着目した。発達障害児には理美容院の利用は生活上の困難であり、保護者が自宅で子どもの髪を切り続けることで利用の機会がないまま成人になってしまうというリスクがある(南・赤松, 2014)。その原因として、障害児の特性や理美容院の美容師達の不安だけではなく、障害児の利用を考えた際に保護者が抱く不安による心理的障壁も挙げられるのではないだろうか。この心理

的障壁を弱めなければ、理美容院側が障害児に対応ができるようになり、障害児が理美容を利用できる能力を得たとしても、その利用は難しいと思われる。そのため、実際に保護者は理美容院の利用に対し予期的な不安を抱いているのか、それによる心理的障壁は如何ほどなのか、その心理的障壁を緩和させる要因は何なのか、明らかとする必要があると考えられる。

以上のことから、本研究では障害児の理美容院の利用に対する保護者が抱く不安と、それによる心理的障壁の程度、それを緩和させる要因を明らかとすることを目的とした。また、その不安および心理的障壁を緩和させる方法を開発することを目指した。

研究 I

目的

本研究では、障害児が理美容院を利用する際に保護者が感じる不安と、それによる心理的障壁の強さ、そしてそれを緩和させる要因を明らかとすることを目的とした。

方法

1. 参加者

公立小学校2校の知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者44名に学校教員を通して質問紙を配付し、調査協力を依頼した。

2. 質問紙

質問紙では、子どもが理美容院を利用していな

い参加者に対して、二つの質問を設けた。問1は、現在理美容院を利用しようと考えた際、提示した「子どもがケガや辛い思いなどをするのではないか」、「店のスタッフが困るのではないか」、「待合室などで周囲の客の目が気になる」、「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないか」といった不安をどの程度感じるかを5件法で回答を求め点数化した。「全く感じない」を1点、「少し感じる」を2点、「感じる」を3点、「強く感じる」を4点、「とても強く感じる」を5点とし、他の質問でも同様の基準で点数化した。また、提示した以外に感じる不安の記入を求める自由記述欄を設けた。問2は、問1にて回答した不安から理美容院の利用に心理的障壁を感じるかを5件法で問うたものであった。

子どもが理美容院を利用している参加者に対しては、五つの質問を設けた。問1は、過去に初めて理美容院を利用しようと考えた際、子どもが理美容院を利用していない参加者への質問と同じように提示した不安をどの程度感じたかを問うたものであり、5件法で回答を求めた。また、提示した以外に感じた不安の記入を求める自由記述欄を設けた。問2は、問1にて回答した不安から理美容院の利用に心理的障壁を感じたかを5件法で問うたものであった。問3では理美容院を利用するにあたって、「他の特別な配慮を必要とする子どもが利用しているという話を聞いた」、「子どもが、理美容院を利用できるようになった」、理美容院についての情報として「店の設備について」「利用者について」「スタッフ本人の障害に対する理解」といったきっかけがどの程度利用の決断に影響を与えたかを5件法で問うた。また、提示した以外に理美容院の利用に影響を与えたきっかけの記入を求める自由記述欄を設けた。問4では、現在理美容院を利用しようと考えた際、先述したものと同一不安をどの程度感じるかを5件法で問うたものであった。また、提示した以外に現在感じる不安の記入を求める自由記述欄を設

けた。問5は、問4にて回答した不安から理美容院の利用に心理的障壁を感じるかを問うたものであり、これもまた5件法で回答が行えるよう作成した。

3. 手続き

質問紙の配付は、各校の知的障害特別支援学級の教員に協力を求め、学校からの配付物と同じように児童それぞれの連絡袋に調査願いと、プライバシー保護等に関する説明文書と同意書が一体となった質問紙を一組にして入れてもらった。研究協力に賛同した保護者は、署名した同意書と記入済みの質問紙を教員に提出した。

結果

1. 質問紙の回収率

配付した質問紙の回収率は61.36%であった。その内の5部に回答の不備が見られたため、分析に使用した質問紙は22部であった。

2. 「子ども」のプロフィール

知的障害特別支援学級にて質問紙を配付したことや、子どもの診断名が無記入であったり、診断が確定していないと思われる記載があったことから参加者の子どもを、特別な配慮を要する子ども（以下、「子ども」と称す）とした。「子ども」の性別は、男児が18名、女児が4名であった。また、年齢の平均値は8.95歳であり、標準偏差（以下SDと称す）は1.94であった。「子ども」の理美容院の利用の有無は、未利用が11名、利用済みが11名であった。理美容院を利用していない「子ども」の性別は、男児9名、女児2名であった。また、その年齢の平均値は8.73歳であり、SDは1.42であった。理美容院を利用している「子ども」の性別は、先述した利用していない「子ども」と同じく、男児9名、女児2名であった。また、その年齢の平均値は9.18歳であり、SDは2.33であった。

3. 質問紙における回答の結果

1) 「子ども」が理美容院を利用していない時に心理的障壁を感じた参加者の回答

「子ども」が理美容院を利用していない場合に回答を求めた問1及び問2と、利用している場合に回答を求めた問1及び問2は、同様に「子ども」が理美容院を利用していない時分に、利用しようと考えた際の不安と、その不安から生じる心理的障壁を求めたものであった。

双方における問2にて、理美容院の利用を考えた際に不安から心理的障壁を感じたと答えたのは、「子ども」が理美容院を利用していない参加者の内では11名中7名、利用している参加者の内では11名中8名であった。

上記の心理的障壁を感じた参加者を全参加者の内から抽出し、「子ども」が理美容院をしている参加者としていない参加者、双方の問1である理美容院の利用を考えた際に感じた不安についての質問への回答の結果を以下に示した。「子どもがケガや辛い思いなどをするのはないか」の回答の平均値は2.67であり、SDは1.25であった。また、「店のスタッフが困るのではないか」の回答の平均値は3.40であり、SDは1.25であった。「待合室などで周囲の客の目が気になる」の回答の平均値は2.40であり、SDは1.45であった。そして「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないか」の回答の平均値は3.00であり、SDは1.32であった。そして、問2であった不安から理美容院の利用に心理的障壁を感じたかについての質問への回答の平均値は2.73であり、SDは1.12であった。

問1に設けた先述した以外の不安についての自由記述欄にはバリカンなどの音への不安や、ケガをした際の責任、「子ども」のトラウマになり二度といけなくなるのではないかなどが記された。

2) 現在「子ども」が理美容院を利用している参加者の回答

理美容院を利用することを考えた際に心理的障壁を感じたと回答した参加者の内、現在「子ども」が理美容院を利用している参加者において、理美容院の利用への決断に影響を与えたきっかけを問う問3の回答の結果を以下に記した。「子どもが、理美容院を利用できるようになった」の回答の平均値は3.25で、SDは1.39であった。「スタッフ本人の障害に対する理解」の回答の平均値は2.13であり、SDは1.45であった。理美容院の情報として挙げた「店の設備について」「利用客について」への平均値は共に1.63で、SDも同様に0.70であった。そして、「他の特別な配慮を必要とする子どもが利用しているという話を聞いた」であり、その回答の平均値は1.50であり、SDは1.00であった。

また、利用する現在でも未だに感じられている不安として回答の平均値が最も高かったのは「店のスタッフが困るのではないか」であり、その平均値は2.13で、SDは1.17であった。「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないか」の回答の平均値は2.00で、SDは0.50であった。「待合室などで周囲の客の目が気になる」の回答の平均値は1.75で、SDは1.30であった。また「子どもがケガや辛い思いなどをするのはないか」の回答の値は1.63で、SDは1.32であった。そして、未だに理美容院の利用に対して心理的障壁を感じているかについての回答の平均値は1.25であり、SDは0.43であった。上記の理美容院を利用している群の内、未だに理美容院の利用に心理的障壁を感じていると回答した参加者は8名中2名いた。

考察

結果より、「子ども」が理美容院を利用していない時分にその利用を考えた際、予期的な不安を感じ、心理的障壁を感じる保護者が存在することがわかった。

理美容院の利用に対する心理的障壁となりうる

不安として、本研究において平均点が高く示されたのは、「店のスタッフが困るのではないかと子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないかと」といった「子ども」が理美容院のスタッフと相対した際の不安であるように思われる。金田・今泉(2000)によると、軽度発達障害児の母親の困難さの理由の一つである周囲の人間から非難されやすいことにおいて、他人に非難の目で見られる経験がしばしばあり、その度に身がすくむ思いをしたという。また、いろいろな場面で非難されているが故に、非難に対して過敏になっている側面を述べていた。理美容院の利用では「子ども」とスタッフがおおよそ一対一で一定時間相対する。もし保護者から離れた場所で、「子ども」の行動によって店のスタッフが困ってしまう事や、そのことについての説明や謝罪をしに行く状況を想像した際、非難の目を向けられることを経験している保護者は、また非難の目を向けられるのではないかと考えてしまうのではないだろうか。また、スタッフを困らせてしまうことについて引け目を感じてしまうこともあるだろう。そしてそれは、積み重ねた経験から非難に対してより過敏になってしまうことで強いものとなると考える。

過去理美容院の利用を考えた際に心理的障壁を感じていたものの、利用に至っている参加者の問3に対する回答に着目した。提示した理美容院の利用に対する決断に影響を与えたきっかけの中で回答が最も高かったのは、「子どもが、理美容院を利用できるようになった」であった。「子ども」自身に理美容院の利用に必要な能力が身につけば、スタッフを困らせる要因と他者から「子ども」や保護者自身が非難される要因が一つ解消される。「子ども」自身もケガなどの辛い思いをせずに利用できるようになるため、理美容院の利用に対する心理的障壁を緩和させることができるのではないだろうか。また、その次は理美容院についての情報における「スタッフ本人の障害に対す

る理解」であった。障害に対するスタッフの理解があれば、少なくともスタッフからは非難の目を向けられることもなく、「子ども」個人に対し散髪などを受けやすいように配慮してくれることもあるだろう。向かう場所にいる人が自身やその「子ども」を受け入れてくれるという事実は、その決断を後押しする要因となりうると思われる。

過去理美容院を利用しようと考えた際に心理的障壁を感じていた参加者に、現在理美容院を利用する際に感じる不安について回答を求めたところ、「店のスタッフが困るのではないかと」「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないかと」が挙げられた。例え利用の回数を重ねることでもうトラブルは起きないだろうと思っていたとしても、頭の隅では万が一トラブルが起きた際のことを考えており、それが回答にて示されたのではないだろうかと考える。

研究Ⅱ

目的

研究Ⅰの結果から、心理的障壁を弱めるためには保護者の目で特別な配慮を必要とする子どもが理美容院を利用できる能力を有していると判断することが必要なのではないかとと思われる。その子どもが理美容院を利用できる能力を有しているということは、理美容院での散髪の作業そのものは行えるという事であり、スタッフを困らせる要因やスタッフへの謝罪や説明を行う要因を減らすことが出来る。散髪を受ける能力があると保護者が判断できたのであれば、理美容院を利用しようと考えた際に予期的に感じられる不安が緩和され、理美容院の利用に対する心理的障壁を弱めることが出来ると思われる。

以上のことから、研究Ⅱでは理美容院の利用に対する心理的障壁を弱める一助として、保護者自身が特別な配慮を要する子どもである障害児が散髪などを受ける能力をどれほど有しているかを判断するためのツールを作成することを目的とした。

方法

1. 参加児及び参加者

某大学の発達相談に訪れている発達障害の診断を受けた児童2名を参加児とし、それぞれを参加児Aと参加児Bとした。参加児Aは11歳男児であり、参加児Bは10歳女児であった。

また、ある自治体主催のペアレントトレーニングの応募者の内、子どもが発達障害の診断を受け、理美容院を利用していない保護者3名に協力を求めた。また、某大学にて行われる発達相談に訪れており、一度だけ理美容院を利用したことのある障害児の保護者1名にも参加を依頼した。その4名を参加者A2、B2、C2、D2と称した。

研究の目的や内容及びプライバシーの保護等について保護者に十分説明した上で文書による同意を得た。

2. 研究協力者

研究協力者として、理美容師1名に助力を求めた(以下、研究協力者Aと称す)。また、障害児の理美容に関する専門家として、実際に発達障害児の理美容を行っている専門家(以下、研究協力者Bと称す)にも協力を求めた。

3. 質問紙

質問紙は研究Iで「子ども」が理美容院を利用していない参加者に回答してもらったものを用いた。また、問1に設けていた自由記述をなくし、理美容院を利用する際に必要となるスキル一覧表(以下、スキル一覧表と称す)の確認の後の質問項目に、新たに問3として自由記述の欄を設けた。

その後、作成したスキル一覧表の横にチェック欄を設け、理美容院を利用するにあたり必要最低限とされるスキルに「★」を記載したものを配置し、育てる障害児がそのスキルを使用できるか否か、またはできるかどうかわからないといった判断の記入を求めるものとした。また、性別などによって使用できずともよいスキルの場合は、記

入せずとも良いことを記した。チェック後、確認前に回答した問1と問2に今一度回答を求めた。そして、問3としてチェックを行った事により心境の変化があったかどうか、自由記述にて回答を求めた。

4. 手続き

1) スキル一覧表の作成

参加児AとBが研究協力者Aによる散髪を受ける様子を研究者はビデオカメラにて録画した。研究者はその記録を基に、理美容院の利用中に参加児が使用しているスキルを抽出し、リスト化した。そして、そのリストに対し、欠けているスキル、または追加すべきスキルがないかを研究協力者Bに確認を求めた。また、理美容院の利用において最低限必要なスキルを挙げてもらった。

研究協力者Bに精査してもらったスキルのリストを、実際に保護者が身近な場面で確認できるよう、実際に生活している上で使用されるスキルで近いと思われるものに置き換え、スキル一覧表の作成を行った。

2) スキル一覧表の妥当性の確認

スキル一覧表が実際に障害児が理美容院を利用する際に保護者が抱く不安に効力を齎すのかを検討するため、参加者A2、B2、C2、D2の4名に対して質問紙による調査を行った。

まずは、参加者に質問紙における問1及び問2に回答してもらった。その後スキル一覧表にて、障害児のできるスキルとできないスキル、そして参加者自身ではできるかどうか判断がつかないスキルを確認してもらった。そして先述した問1と問2への回答を求め、スキル一覧表の確認を行った事による心境の変化についての自由記述を行ってもらった。

結果

1. スキル一覧表の作成

研究者がビデオカメラの記録から参加児が理美容

院を利用する際に使用していると考えられるスキルを挙げ、それを発達障害児の理美容に携わる美容師である研究協力者Bに過不足はないか、理美容院を利用するにあたって最低限必要なスキルを挙げてもらうため、確認を依頼した。その結果、42種のスキル挙げられ、それを表1に示した。表1には「散髪」など理美容院の利用における工程とその際の理美容師の作業を記した。その作業の間に利用者たる障害児に必要なスキルをそれぞれ示し、番号を割りふった。研究協力者Bより、理美容院を利用するにあたって最低限必要であるとされたスキルは、「他者の指が顔や頭、耳に触れても平気」と「髪を鋏で切られても平気」であった。

挙げられた42種のスキルを、実際に保護者が身近な場面で確認できるよう、障害児心理学の専門家と話し合いながら、実際に生活している上で使用されるスキルで近いと思われる38種のスキルに置き換え、スキル一覧表を作成し、表2に示した。表2には、置換前のスキルがわかるよう、表1にて記したスキルごとの番号を共に記した。工程「散髪前」に障害児に求められるスキルは4種、工程「散髪準備」では5種に置き換えた。工程「散髪」においては13種となった。工程「洗髪」では10種、「髪を乾かす」工程では、3種に置き換えた。

理美容院を利用するにあたり最低限必要とされたスキル「他者の指が顔や頭、耳に触れても平気」と「髪を鋏で切られても平気」は、「他者に頭や顔、耳、首元を触られても、抵抗せずにその場に留まっていられる」と「ハサミで髪(1・2本または束で)を切られても、抵抗したり、急に頭や体を動かさずにじっとしていられる」に置き換えた。

2. スキル一覧表の妥当性の確認

スキル一覧表の妥当性を確認するため、参加者A2, B2, C2, D2に質問紙にて調査を行った。

1) 参加者のプロフィール

参加者の育てる障害児の性別は、3名が男児で女児は1名であった。年齢の平均は8.50歳であり、そのSDは1.50であった。

2) 参加者の回答

スキル一覧表確認前の問1にて提示した不安から心理的障壁を感じるかを尋ねた問2にて、2以上の回答を示した参加者A2, B2, D2の3名に着目した。「子どもがケガや辛い思いなどをするのはないか」の回答の平均値は2.33であり、SDは0.47であった。「店のスタッフが困るのではないか」の回答の平均値は2.33であり、SDは1.25であった。また、「待合室などで周囲の客の目が気になる」の回答の平均値は1.00であり、SDは0であった。そして「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないか」の回答の平均値は2.33であり、SDは0.94であった。

問2の問1にて提示された不安から障害児が理美容院を利用することに心理的障壁を感じるかという質問への回答の平均値は2.33であり、SDは0.47であった。

スキル一覧表の確認を行った後の、理美容院の利用を考えた際に以下の不安をどれほど感じるかという問1の質問への回答の結果を以下に記した。「子どもがケガや辛い思いなどをするのはないか」の回答の平均値は2.33であり、SDは0.47であった。「店のスタッフが困るのではないか」の回答の平均値は2.00であり、SDは0であった。また、「待合室などで周囲の客の目が気になる」の回答の平均値は1.00であり、SDは0であった。そして「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないか」の回答の平均値は2.00であり、SDは0.82であった。

先述した不安から理美容院の利用に心理的障壁を感じるかという問2の質問に対する回答の平均値は2.00であり、SDは0であった。自由記述には、「細かい作業姿勢で、今まで経験していないこともあり、どんな反応するのか、という思

表1 理美容院を利用する際に障害児に必要なスキルのリスト

工程	美容師の作業	理美容院を利用した際に障害児に必要なスキル
散髪前	出迎える	1 理美容院に入店できる
		2 こちらの言っている言葉が、理解できる
	椅子に座らせる	3 「椅子に座って」と言われたら、抵抗なく椅子に座ってられる(5分以上)
		4 カット椅子には座れないが、待合い等の椅子に座れる
		5 お母さんやお父さんから離れられる
		6 お母さんやお父さんから離れられないが、手をつないでなら座れる
		7 首にタオルを巻いていられる
		8 カットクロスを被せても平気でいられる(カットクロスは、雨合羽のようなビニール地です)
散髪準備	椅子の位置の調整	9 座っている椅子が上に持ち上がったたり回転しても座っていられる
	髪を切りやすいようにする	10 頭に霧吹きがかかっても平気でいられる(顔に少量かかってもじっとしていられる)
		11 他者の指が顔や頭、耳に触れても平気
		12 髪に指や櫛を通したり、それで逆立てられても平気
		13 耳に櫛が引っかかっても平気
		14 髪をダッカー(ヘアクリップ)などで留められても平気
	散髪	鏡で髪を切る
16 耳元で鋏の音がなっても平気		
17 視界の内側で鋏が動いても平気		
18 鋏や櫛が地肌に触れても平気		
19 髪を少し引っぱりあげても平気		
20 髪を鋏で切られても平気		
21 鋏を入れられている間、椅子に座っていられる		
22 髪を切っている最中に、急に振りむいたり、鋏の方に顔を近づけずにいられる		
23 首元や顔に細かい毛が張り付いても平気		
バリカンをする		24 バリカンを見ても平気
		25 大きな音が耳元でなっても平気
		26 バリカンで髪を刈られても平気
刷毛で切った髪を払う		27 首元や顔を刷毛で払われても平気
声かけ		28 他人からの声掛けに(「大丈夫? 痛くない?」など)に「はい」「いいえ」などで答えることができる
洗髪時	洗髪における姿勢を指示	29 仰向けまたは前かがみになれる
		30 頭を洗われている間、じっとしていられる
	洗髪	・仰向け時
		31 ㄟ仰向けになった際、店員の指示に従って体をずり上げることができる
		32 仰向けになった際、顔にタオルをかけられても平気
		33 仰向けになった際、頭にシャワーがかけられても平気
		34 仰向けでシャンプーをする際、頭を持ち上げられたり抱えあげられても平気
		・前かがみ時
		35 ㄟ前かがみになった際、頭にシャワーがかかってもじっとしていられる
		36 前かがみになっている間、後頭部からお湯が顔に流れてきても平気
		37 前かがみでシャンプーをされている間、目を閉じていられる
38 前かがみになっている間、店員の指示に従って体の位置を調整できる		
39 耳に少し水が入っても平気		
髪を乾かす	髪を乾かす	40 タオルで髪を拭かれても平気
		41 タオルを耳に入れて水気を拭き取られても平気
		42 耳元で大きな音をたてて温風(ドライヤー)をかけられても平気

表2 スキル一覧表

作業工程	美容師の作業	番号	障害児が理美容院を利用するのに必要なスキル	対応番号		
散髪前	出迎える	1	初めて行くお店に抵抗なく入店できる	1		
		2	他者からの声掛けを理解し、返答、またはその指示に従うことができる	2 28		
		3	ケガをした際など、そばにいる人に報告ができる。	2 28		
		4	「大丈夫?」「熱くない?」などの声掛けを理解し、返答することができる	2 28		
	椅子に座らせる	5	椅子に5分以上座ってられる	3 4		
	カットクロスなどを着せる	6	タートルネックの服を抵抗なく着ることができる または、シャツのボタンを一番上まで留めても着てられる	7		
		7	雨合羽など、ビニール地の服を抵抗なく着ることができる	8		
散髪準備	椅子の位置の調整	8	座っている椅子の高さが変わったり、回っても、立ち上がりせずに座ってられる	9		
	髪を切りやすいようにする	9	頭や顔に霧吹きの水が少量かかってても、座ったままその場に留まってられる	10		
		10	他者に頭や顔、耳、首元を触れられても、抵抗せずにその場に留まってられる	11		
		11	髪に指やクシを通したり、それによって逆立てられてもその場に留まってられる	12		
		12	髪をすく際など、クシが耳に引っかかっても、その場に留まってられる	13		
	髪を切りやすいように固定する	13	髪をヘアクリップで留められても、抵抗したり、外したりせずに留めたままえられる	14		
散髪	髪を切る	14	鏡を見ても逃げ出さず、その場に留まってられる	15		
		15	耳元で金属の擦れる音(ハサミの音など)が鳴っても、その場に留まってられる	16		
		16	顔の近くでハサミが動いても、頭や体を動かさずにじっとしてられる	17		
		17	クシやハサミが頭皮に触れても抵抗したり、急に体や頭を動かさずに、じっとしてられる	18		
		18	他者から髪の毛(一本ずつ、及び束で)を引かれても抵抗したりせず、その場に留まってられる	19		
		19	ハサミで髪(1・2本または束で)を切られても、抵抗したり、急に頭や体を動かさずにじっとしてられる	20		
		20	ハサミで髪を切られている間、急に振りむいたり、刃の方に顔を近づけずにられる	22		
		21	首元や顔に髪の毛や細かいゴミ(糸など)が張り付いていても、我慢してられる	23		
		22	バリカンやヒゲ剃り(電動)を見ても、その場に留まってられる	24		
		23	前もった声掛けがあれば、バリカンやヒゲ剃り、ドライヤーなどのような大きな駆動音が鳴ってもその場に留まってられる	25 43		
	バリカンをする	24	バリカンで髪の毛を刈られている間、体や頭を動かさずにじっとしてられる	26		
		25	顔や首元を化粧用のハケなどで払われても、我慢してその場に留まってられる	27		
	洗髪	洗髪における態勢を指示	26	ソファなどの床より高い位置で仰向けに寝ることができる または椅子に座って上体を倒した前かがみの状態になることができる	29	
		洗髪	27	頭を洗われている間、抵抗せずにその態勢を保ったまま我慢してられる	30	
仰向け時						
28			ソファなどで仰向けに寝た際、肩や腕、足などを使って体の位置をずらすことができる	31		
29			タオルやガーゼで顔を拭くことができる	32		
30			お風呂などでシャワーを顔の方から(顔にはかからぬよう)かけられてもその態勢のまま我慢できる	33		
前かがみ時						
31			見えないところ(後頭部側や目を瞑っているなど)から頭にシャワーをかけられても抵抗せずに我慢してられる	35		
32			顔にお湯がかかっても抵抗せずに我慢してられる	36		
33			前かがみの状態で頭を洗われた際、目を閉じて椅子などに座ってられる	37		
34			椅子などで前かがみに座った際、体の位置をずらすことができる	38		
35			シャワーなどで、耳に少し水が入ってもその場に留まってられる	39		
髪を乾かす			髪を乾かす	36	濡れた髪をタオルで拭く際、終わるまでその場から移動せずに留まってられる	40
				37	水滴をとるために、耳の中や外をタオルで触れられても拭き取られている間、その場から移動せずに留まってられる	41
	38	ドライヤーをかけられても、抵抗せず、終わるまでその場から移動せずに留まってられる		42		

いがありました」などの記述があった。

参加者 C2 については、スキル一覧確認前は「店のスタッフが困るのではないか」のみ 2 と回答していた。スキル一覧表のスキルはすべて有していると確認し、その後の質問では「店のスタッフが困るのではないか」の回答も 1 となった。

考察

1. スキル一覧表の作成

参加児 A と B の理美容院利用に対するビデオ記録から、利用の際の工程と美容師の作業、障害児が理美容院を利用する際に使用しているスキルの抽出を行った。その結果、5 つの工程と、13 個の美容師による作業、研究協力者 B による確認を経て表 1 に 42 種のスキルが示された。その内、「他者の指が顔や頭、耳に触れても平気」と「髪を鋏で切られても平気」は理美容院を利用する際に最低限必要なスキルとされた。挙げられたスキルを家庭内で確認できるであろう形に置き換えスキル一覧表を作成した。研究協力者 B によって提示された理美容院の利用に必要な最低限なスキルである「他者の指が顔や頭、耳に触れても平気」は明確に伝わりやすいよう「他者に頭や顔、耳、首元に触れても、抵抗せずにその場に留まっていられる」と記した。また「髪を鋏で切られても平気」は刃物が近く、急に動いてしまうとケガをする可能性があることから「ハサミで髪（1・2本または束で）を切られても、抵抗したり、急に頭や体を動かさずにじっとしてられる」と記した。

2. スキル一覧表の妥当性の確認

スキル一覧表確認前の問 1 にて提示した不安から心理的障壁を感じるか尋ねた問 2 にて、2 以上の回答を示した参加者は、参加者 A2, B2, D2 の 3 名であった。この 3 名のスキル一覧表確認前の結果を見たところ、回答の平均値が「待合室などで周囲の客の目が気になる」以外の不安に

おいて少し感じると回答していた。スキル一覧表の確認を終えた際の回答の平均値を見たところ、「店のスタッフが困るのではないか」「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないか」がわずかながら下がり、心理的障壁もわずかながら下がっていた。

1) 参加者それぞれの回答について

参加者 A2 は、スキル一覧表確認前は「子どもがケガや辛い思いなどをするのはないか」と「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないか」という不安を感じており、理美容院の利用に対して心理的障壁を少し感じると回答していた。スキル一覧表を確認したことにより、自由記述にて子どもの持つ音や水への苦手さは生理的嫌悪であることが分かったと記されていた。その気づきからスキル一覧表確認後の「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないか」の回答が緩和されたのではないかとと思われる。散髪における困難さが子どもにある障害の特徴によって生じるものであったと保護者が気づけた場合、それは致し方ないことであり、子どもに非もないと思うことが出来る。そのため、スタッフに説明や謝罪をする際の心苦しさが緩和されたのではないかとと思われる。

参加者 B2 のスキル一覧表確認前における質問への回答は、「子どもがケガや辛い思いなどをするのはないか」の不安を少し感じており、心理的障壁に対しては少し感じるとのことであった。スキル一覧表の確認後、今一度不安について尋ねたところ「店のスタッフが困るのではないか」を少し感じるようになっていた。自由記述を見たところ、今まで経験していないことや細かい作業姿勢から、子どもがどんな反応をするのかという思いがあるとのことであった。未だ子どもが理美容院を利用したことがないために、スキル一覧表にて細かく姿勢などが提示されたことで、考えに至らなかった部分などが示されてしまい、それがで

きるか判断出来ず、できなかった場合にはスタッフを困らせてしまうのではないかと、という不安が浮かび上がったのではないと思われる。

参加者 C2 におけるスキル一覧表確認前の回答は、「店のスタッフが困るのではないかと」という不安を少し感じてはいたが、その不安から心理的障壁を感じていないとのことであった。確認後、今一度不安について尋ねたところ「店のスタッフが困るのではないかと」という不安も下がり、感じないとの回答であった。スキル一覧表の確認を経て、自身の子どもが提示されたスキルを全て有しているとの結果から、唯一の不安であった「店のスタッフが困るのではないかと」も低下したのではないと思われる。

参加者 D2 はスキル一覧表確認前における質問にて、「店のスタッフが困るのではないかと」の不安を強く感じていた。また、「子どもについて説明したり、謝ったりしなければならなくなるのではないかと」という不安を感じ、「子どもがケガや辛い思いなどをするのではないかと」という不安を少し感じていた。その不安からなる心理的障壁も感じるとの回答であった。スキル一覧表の確認を行った後、今一度不安について尋ねたところ、「店のスタッフが困るのではないかと」と心理的障壁が少し低下していた。スキル一覧表にて細かく使われるスキルを提示することで、自身の子どもがどれほどのスキルを有し、どのスキルが足りていないのかなどが確認できたために、店のスタッフを困らせてしまう可能性のある要因が参加者の中で減り、心理的障壁も弱められたのだと思われる。

3) スキル一覧表の妥当性について

以上のことから、スキル一覧表を用いて自身の子どもである障害児がどのようなスキルを有しているのかを確認することにより、多少ではあるが不安が軽減されることが示唆された。しかしながら、本研究において参加者が少なかったことから、明確に効果があるとは断定できない。そのため、さらに参加者を増やし、効果を検討する必要性が

あると思われる。

本研究では、スキル一覧表の確認は参加者個人で行ってもらった。参加者 C2 の自由記述より、様々な項目があり驚いた、というものがあつた。参加者 D2 の自由記述には、細かく提示したことによる利点が示されていたが、数多く提示されることによって、不安になる保護者もいることだろう。また、障害児が未経験のスキルであれば、できるだろうとは思っていても、実際に障害児が理美容院を利用した際に何かトラブルが起きるのではないかと不安になることもあると思われる。そのような不安を軽減させるためには、障害児をよく知る専門家と共にスキル一覧表を確認していくのがよいのではないかと考える。スキル一覧表をアセスメントツールとして用いることで専門家と共に障害のある自身の子どもは何ができるのか、そして何ができないのかを確認し、理美容院の利用についての方向性を話し合い、できないスキルやトラブルが起きた際の対処法などを専門家から受け取ることができる。そのような経験は、初めて障害児が理美容院を利用する際の保護者が抱える不安の軽減にもなるのではないだろうか。

総合考察

研究 I より、「子ども」の保護者は、「子ども」の理美容院の利用を考えた際に不安から心理的障壁を感じていることが分かった。その内容として、理美容院のスタッフと「子ども」が相対した際の不安が挙げられた。これは、過去の経験からトラブルが起きてしまった場合、「子ども」についての説明やトラブルの收拾、謝罪に行く際に非難の視線を受けてしまうのではないかと、保護者が考えるためではないと思われる。利用の決断に影響を与えたきっかけについて尋ねた結果、保護者自身で「子ども」が理美容院を利用できる能力を有したと判断したこと、スタッフの理解が挙げられた。これは、「子ども」がケガや辛い思いをすることや、周囲の人間から非難の目を向けられ

る要因を消すことが出来るためではないかと思われる。理美容院を利用している現在も未だに感じる不安について尋ねたところ、経験を積み重ねていようとも、頭の隅では万が一にトラブルが起きてしまった際のことを考えていると思われる結果が示された。

研究Ⅱでは、保護者自身が特別な配慮を要する子どもである障害児の能力を確認できるようスキル一覧表を作成した。その妥当性を量るため、参加者に不安と心理的障壁の値を尋ねた後、スキル一覧表にて障害児のスキルを確認し、今一度不安と心理的障壁の強さについて尋ねた。その結果から、スキル一覧表を確認することで不安がわずかながら軽減される可能性が示唆された。しかしながら、参加者が少ないために明確に効果があるとは言えない。そのため、さらに参加者を増やして効果を検討する必要があるだろう。また、障害児をよく知る専門家が保護者と共にスキル一覧表を確認するとよいのではないかという見解が得られた。

以上のことから、施設の利用に対し、スキル一覧表のように保護者自身が障害児における施設の利用に必要なスキルを確認することによって、保護者の感じる利用に対する不安や心理的障壁を軽減できる可能性が示唆された。施設によって求められるスキルは異なるが、どのようなスキルを有していればその施設を利用できるのか、基準が明確に示されていない。そのため、障害児の保護者達は曖昧な基準を満たしていないがために向けられる可能性がある非難の目などに対する不安から、施設の利用に対して心理的障壁を感じ、その利用に制限を課してしまうのではないだろうか。このような心理的障壁に対し、スキル一覧表のように基準を明確に示す方法は、保護者の感じる心理的障壁を軽減するための一助と成り得るのではないかと思われる。その基準を確認する際には、障害児をよく知る専門家も伴うことで保護者の不安の軽減や、利用するか否かの方向性についての

話し合い、スキルを学んでいくための助力やトラブルなどへの対処法についての助言などができるのではないだろうか。また専門家は、保護者や障害児本人への支援のみならず、周囲の人々に対して障害などに対する知識などを伝えていき、障害児やその家族に非難の目が向けられぬよう、周囲の人々の認識を変えていく努力も行っていかなければならない。理美容院の利用の決断をスタッフの理解が後押ししたように、周囲の人々の理解もまた、障害児やその家族が地域で制限なく生きていくことへの重要な支援になりうると思われる。

引用・参考文献

- 金田利子・今泉依子(2000). 老若男女共同参画社会の子育てを見通す(6)－支援される側からのメッセージ－ 幼児教育, 99, 6-15.
- 南 多恵子・赤松隆滋(2014). 発達障害児をめぐる理美容に関する研究－美容室ピースオブヘア－の取り組みに焦点を当てて－ 京都光華女子大学研究紀要, 52, 141-155.
- 山下はるか・竹内康二(2016). 障害児とその家族の地域での行動を制限する社会的障壁に関する実態調査 明星大学心理学年報, 34, 41-45.

Development of procedure to reduce psychological barrier that parents of children with disabilities have in using beauty salon

YAMASHITA, Haruka

Elche Corporation

TAKEUCHI, Koji

Meisei University

Key Words : children with disabilities, parents, beauty salon, psychological barrier
